

公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報の保護に関して、「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して協会の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合した物で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、牽引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(5) 役職員等

「役職員等」とは、協会に所属するすべての理事、監事、顧問、参与、職員（日々雇用職員を含む）をいう。

(6) 個人情報保護管理者

「個人情報保護管理者」とは、個人データの漏洩、滅失又は棄損の阻止、その他個人データの安全管理を行う者をいう（以下、「責任者」という）。

(適用範囲)

第3条 この規程は、役職員等に適用する。また、退職後においても存在又は在職中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

- 2 各種委員会委員、協会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、協会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理)

第4条 協会においては、事務局長を責任者とする。

- 2 責任者は、必要に応じて、協会で行き扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、必要に応じた、個人情報保護コンプライアンス・プログラム等の細則を策定することができる。
- 3 責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざん等されることがないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

- (1) 協会の名称、管理責任者の氏名及び連絡先
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

- 3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないしエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、別に定める「公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会が業務上保有する個人情報の利用目的」に定める協会の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、協会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。
- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること。
- (3) 協会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に書面による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業者を第三者に委託した場合には、協会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに責任者に通報しなければならない。

2 責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した情報の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人等から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第15条 協会がすでに保有している個人情報について、本人等からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規程による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合。

(苦情の処理)

第16条 協会の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、庶務課が担当する。

2 責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 庶務課は、適宜、責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会

が業務上保有する個人情報の利用目的

1 公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報は、国民健康保険直営診療施設（以下「直診施設」という。）の運営管理の合理化並びに施設の機能の充実強化と医学の向上を図り、もって国民健康保険その他の社会保険被保険者及び被扶養者等、一般住民の傷病の適正治療と健康保持増進に広く寄与するとともに地域包括医療・ケアの推進に寄与することを目的として協会が行う次の事業に利用します。

- (1) 国民健康保険その他の社会保険被保険者及び被扶養者等の傷病の適正治療と健康保持増進に資するための広報調査及び研究
- (2) 直診施設等の運営及び管理の合理化並びに施設の機能の充実強化を図るための調査及び研究
- (3) 直診施設等の医学の向上を図るための調査及び研究、
- (4) 医療従事者の確保に関する事
- (5) 保健・医療・福祉の連携等、地域包括医療・ケアの推進に関する事
- (6) 直診施設等の消耗品及び医薬品等の共同購入及び連携購入の推進
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 協会が保有する個人情報は、上記1の事業に関し、次の目的で利用します。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しません。

- (1) 育成指導関係
 - ・ 各部会活動を実施するため
 - ・ 各種講習会・研修会を実施するため
 - ・ 医療安全講習会を実施するため
- (2) 協議会関係
 - ・ 事務長・診療所担当課長会議を実施するため
 - ・ 診療材料連携購入を実施するため
 - ・ 関係団体等の連絡会議への参加をするため
 - ・ 特定健康診査及び後期高齢者健康診査集合契約を実施するため
- (3) 調査広報関係
 - ・ 機関紙「直診協会だより」を発行するため

- ・ 施設経営状況調査を実施するため
 - ・ 診療材料価格情報の調査・突合をするため
 - ・ 関係団体からの新聞・図書を斡旋するため
- (4) 事業振興関係
- ・ 千葉県国民健康保険直営診療施設医療学会を開催するため
 - ・ 千葉県国民健康保険直営診療施設医療学会研究発表集を作成するため
 - ・ 全国国保地域医療学会へ参加をするため
 - ・ 地域医療現地研究会へ参加をするため
 - ・ 関東甲信静地区国保診療施設協議会へ参加をするため
- (5) 保健部門推進関係
- ・ 国保事業充実強化推進運動（新国保3%推進運動）へ参画するため
- (6) 表彰関係
- ・ 功労者を顕彰する事業をするため
 - ア 千葉県知事感謝状・表彰状
 - イ 公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会会長表彰・追賞
(永年勤続)
 - ウ 公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会会長表彰
(千葉県国民健康保険直営診療施設医療学会優秀研究発表)
 - ・ 各種表彰の推薦をするため
 - ア 厚生労働大臣表彰
 - イ 読売医療功労賞
 - ウ 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会会長表彰
- (7) ホームページ関連事業
- ・ ホームページを作成し広く公開するため
- (8) 医療従事者確保対策事業
- ・ 医師確保対策を行うため
 - ・ 医療技術員確保対策を行うため
- (9) 国診協に関する事業
- ・ 国診協が行う調査並びに関係通知及び目的遂行のための事業を行うため
- (10) その他の事業
- ・ その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うため（今後行うこととなる事項を含む）

以上